

クレーン(5トン未満)運転業務特別教育 案内書

法律根拠

- ・労働安全衛生法第 59 条の規定により、つり上げ荷重5トン未満のクレーン(天井クレーン・ホイスト式天井クレーン・橋形クレーン・テルハ等)の運転業務は、危険性が高い作業であり特別教育を修了した者でなければ従事させることはできません。
- ・当協会では別添の年間予定表に基づいて愛媛県下の各地区で講習を開催していますので、この機会に受講頂きますようご案内いたします。

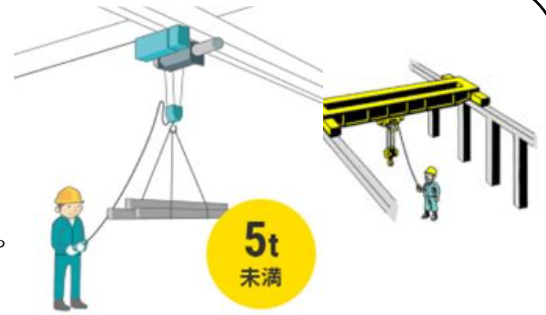
【特別教育を必要とする業務】

労働安全衛生規則第 36 条第 15 号

- ・移動式クレーンを除く、つり上げ荷重が 5 トン未満のクレーン
- ・つり上げ荷重が 5 トン以上の跨線テルハ

【クレーンとは】

「荷を動力を用いて吊り上げ、及びこれを水平に運搬することを目的とする機械装置をいう」と定義されており、移動式クレーンやデリック以外のものをいう。



注). クレーン等の吊り具での荷掛け・荷下ろし作業を行うには、別途「玉掛け作業」の資格が必要となります。

申込方法

- ・愛媛県下の各地区で開催されますので、詳細は開催予定表をご確認ください。
- ・申込み受付開始は、原則実施日の2ヶ月前から(土日祝祭日の場合は翌日)です。別添の申込書に必要事項を記入して受講料を添えて、2週間前までに各地区の(公社)愛媛労働基準協会支部まで申し込んで下さい。(現金書留や銀行振り込みをご希望の方は、別途各支部にお問い合わせ下さい)
- ・講習開始時間や駐車場の有・無等は、各地区会場で異なりますので開催予定表や受講票で確認して下さい。

当協会では学科講習のみを実施していますので、下表の実技証明が必要です。

受講資格

クレーンの運転(重量の確認、荷のつり上げ、定められた経路による運搬、荷の卸し)を3時間以上。クレーンの運転のための合図(合図の方法)を1時間以上の実技教育を実施している事を、講習申込書に事業者証明印で証明されている事が必要です。

講習科目 時間

科目	時間	科目	時間
クレーンに関する知識	3時間	クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	2時間
原動機及び電気に関する知識	3時間	関係法令	1時間
(合計 9時間) … 実際の講習時間は休憩等を考慮した時間帯となっています。			

受講料

単位:円

単位:円	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
一般	11,000	1,705	12,705
会員	7,700		9,405

- ・キャンセルは、前日まで(土日祝祭日の場合は前日)に、電話でご連絡頂ければ返戻させていただきます。当日欠席された場合は、返戻出来ませんのでご注意ください。

助成金

- ・建設事業主等に対する助成金対象講習です。(詳しくは愛媛労働局助成金センターまで)

修了証

- ・全科目受講された方に、(公社)愛媛労働基準協会発行の修了証を交付致します。
- ・事業者様には受講証明書を発行致します。(3年間保存義務)